

「三重県手話言語条例(仮称)案」に対するパブリックコメント意見及び関係団体意見の結果概要

1 意見募集期間

平成28年4月13日(水)から平成28年5月12日(木)まで

2 パブリックコメント意見及び関係団体意見の提出数

個人	団体	合計
140件(24人)	96件(13団体)	236件

3 パブリックコメント意見及び関係団体意見の概要等

別紙のとおり

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
1	全般	<p>・「ろう者」の言葉について この条例案における「ろう者」の表記は、「手話が必要な人」とするのが良いかと考える。 理由は以下の3点である。 ①手話を使用するのは、ろう者だけとは限りません。中途失聴者や難聴者にも手話を使用する方がおられる。 私たちが求める条例はろう者のためではなく、手話を使用する県民(ろう者や難聴者、中途失聴者も含む)が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、社会参加が保障され、安心して暮らせる三重県となることを求めている。 ②医学的区分では「全く聞こえないもの(両耳100デシベル以上)」を「全ろう」としますが、法律にはろう者という定義はない。 アイデンティティや文化の面から、ろう者の言葉を使用することについては、個人や団体の自由であると考えますが、社会の仕組みづくりや法に準ずる意味合いを持つ条例においては、できる限り、法律で使用されている語句の範囲内であってほしいと思う。 ③「ろう者」は自ずからのアイデンティティにより称するものであり、条例で定義づけるのは、逆に危険である。 難聴者や中途失聴者が手話を覚えれば、その人はろう者となるものなのか、また医学的区分で全ろうとされた人が手話ができれば、難聴者としなければならないのか、となる。 ろう者、難聴者、中途失聴者それぞれ、本人のアイデンティティによって、本人が称するものであり、条例で定義づけるものは、逆にレッテル貼りになるように感じる。 だからこそ、条例では「ろう者」ではなく、手話を必要としているろう者や難聴者、中途失聴者のために、「手話が必要な人」という言葉を使ってほしい。</p>	<p>・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
2	全般	<p>・「ろう者」の言葉を条例に使うのは抵抗があります。だれが、ろう者と決めるのか。自分でろう者というの は構わないが。 伊勢市や松阪市の手話条例では、「手話を使用する市民」という言葉である。「手話を使用する県民」としてはどうか。</p>	<p>・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
3	全般	<p>・「ろう者」の表記について、「手話が必要な人」として、定義を大きくすることにより、聴力には関係なく社会参加をする上での意思疎通を手話でされている方全般としたほうが良いと考える。</p>	<p>・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
4	全般	<p>・「ろう者」、「ろう児」は、他の聞こえない者や、聴覚障がい者に対して対象外だと思われる。手話は「ろう者」「ろう児」だけのものではない。聴覚障がい者は聞こえ方には一人ひとり大きな差異があるので、それぞれ手話を使うときもある。聴覚障がい、盲ろう者、中途失聴者難聴者への理解や対応も考える必要があると思う。「聴覚障がい者」または「聞こえの不自由な者」が良いと思う。</p>	<p>・当検討会では、本条例案における「ろう者」は、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」であると確認しており、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用している者も含んでいます。 ・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。 ・「手話を使用する者」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう者」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。</p>
5	全般	<p>・日本手話や日本語対応手話などいろいろな考え方や名称があるが、この条例は「手話」という言葉を使っているのは良いと思う。障害者基本法などでも「手話」という言い方であるから。 でも、手話が言語であることをなおさら強調するために、「手語」という言葉にしてもいいと思う。中国や韓国では手話を「手語」と言っているの、思いきって、国際的な表現の「手語」としてもいいのではないか？</p>	<p>・本条例案では、一般的な表現である「手話」を使用しています。</p>
6	全般	<p>・手話通訳者の健康問題として、手話通訳労働に於いて手話通訳者が行っている同時通訳などの高いレベルでの判断を瞬時に言い、指、肘、腕を胸の前で保持したまま手話を行う事により、中枢神経や肉体的に疲労を生じる。 この疲労蓄積により、頸肩腕症候群の発症に至ることがあり、手話通訳者の職業病といわれている。 この疾病の発症予防のため啓蒙や、手話通訳者に対して一年に一度の問診は、三重で行われているが、問診後の診察を行う医療機関が乏しく、十分な診察を受けられる状況には至っていない。手話通訳者が健康に通訳活動を続けられるよう、県立医療機関に頸肩腕症の診察が出来る医師の配置を要望する。</p>	<p>・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。</p>
7	全般	<p>・手話通訳者をプロフェッショナルとして認めたい。若者が夢や目標に向かって進んでいることが大事ですので、大事に育てて目指す若者を増えたい。正規職員化を多く増やして、自分に自信と誇りを持ってあげたい。</p>	<p>・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。</p>

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
8	全般	・「手話言語条例を制定した市町への支援」を新しく条項に設けてほしい。 県だけでなく、市町が手話言語条例を制定すれば、さらに大きな効果をあげられるものと思う。すでに条例を制定した伊勢市や松阪市、そして今後市町が条例を制定する取り組みを支援、促進するために、手話言語条例を制定した市町への支援という項目があると良いと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
9	全般	・手話を使用しやすい環境を、職場や病院、観光施設等あらゆる場で進めてほしいと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
10	全般	・警察署や市町所、消防署、病院などの公的な所にぜひ手話をPRしてほしいです。緊急の時に簡単なコミュニケーションが出来たほうが時間を短縮にできるので、職員たちも学んでほしいです。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
11	全般	・文章の意味、内容が分かりにくい。	・本条例の内容については、広報啓発活動において、分かりやすい周知が図られるものと考えています。
12	全般	・文章の弱い我々にとって手話条例の内容が難しいので、分かりやすい文章に改良したり、手話のついた条例DVDを作ってもらいたい。または、分かりやすいパンフレットも作ってほしい。	・本条例の内容については、広報啓発活動において、分かりやすい周知が図られるものと考えています。
13	全般	・「手話」の言葉について この条例案が「手話」という表記で統一されていることに、大きな賛同を表す。 日本手話・日本語対应手話と分ける考え方があるのは確かだが、それが言語学から見て正しいかどうかはさておき、もし、そうなら日本手話で生きている人、日本語対应手話で生きている人、どちらも尊重はしなければならない。どちらのこともばを使用するかというようなことをするのは、新たな差別を生むことにつながるのではないか。 私たちろう者は昔から長年、差別を今まで受けており、差別のつらさはわかっている。その私たちが新たな差別を生むようなことはできない。どちらも尊重することが必要である。 だからこそ、条例では日本手話・日本語対应手話も全て含む、「手話」という言葉を使ってほしい。 また、私たちが求める手話条例は、手話の定義について定めるものではない。松阪市・伊勢市の条例でも「手話」の定義はない。 私どもが条例に求めるものは、この条例案にある「目的」と一致している。	・貴重なご意見をありがとうございます。
14	全般	・手話を使って意思疎通をはかる、聞こえないもの、聞こえるものすべての人権と権利が保障される手話言語条例となるよう条文の作成がなされるよう、要望する。	・貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、条例案をとりまとめまいります。
15	全般 第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・まず、こうした条例の動きに関しては、諸情勢の流れに則った大切な取り組みであることは評価したい。 ただ、県および市は、ろう者と手話通訳者等との連携などについて、現状をどのように把握されているのかを知りたい。というも、障がい者と健常者の垣根のない本来あるべき公平・平等な世の中であることを前提としているが、ろう者側の意見を尊重“しすぎる”ように感じるが多々ある。特に、ろう者が何らかのイベントや事業に参加する場合や、公共施設を利用する際に手話通訳者等を派遣する際の費用を施設側が負担することになる。 だが、ろう者が手話通訳者等に依頼する場合は、施設負担ではなく、行政負担になるという現状がある。これを全て行政負担、もしくは施設負担に傾くだけでは、本来の公平・平等ではないように感じる。決して障がい者を排除するような意見ではないと前置きしつつ、障がい者と健常者の垣根のない関係を保ちたいのならば、ろう者側の強い要望にだけ傾くことなく、公平・平等の視点で、ろう者側からの歩み寄りも必要性を強く感じる。でないと、将来的に条例に縛られた健常者側からの不満が噴出しかねない。結果として名目上のバリアフリーでしかなくなり、継続的な取り組みとして成立しない恐れがあると感じる。	・貴重なご意見をありがとうございます。
16	第1 目的	・5行目の「共生社会」ですが、共生社会の前にまず聴覚障がい者の社会参加を妨げている「社会的障壁」がなくなると、共生社会には程遠いと思う。 障害者差別解消法や障害者権利条約にある「社会的障壁の除去」の文言を条例に入れてほしい。 6行目の「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現」を、「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会的障壁のない社会の実現」としてほしい。	・目的に規定する「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会」には、社会的障壁のない社会という趣旨が含まれています。 ・本条例案では、県の責務として、「手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行う」と規定しており、社会的障壁の除去に関する内容を規定しています。
17	第1 目的	・「共生社会の実現が明文化されている」、「手話に関係する聞こえる人も含めている」ことが明文化されているところは、良いと思う。	・貴重なご意見をありがとうございます。
18	第2 基本理念	・「他人」という表記は、家族は含むのかどうか？「又は手話を必要とする者と他者が双方の意思疎通を図る手段」という表記にしてはどうか。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。 ・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
19	第2 基本理念	・4行目「又は他人との意思疎通を図る…」 「他人」とは、なにか。 ろう者だけでなく、ろう者と意思疎通したい健聴者もにとっても必要なのではないか。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。 ・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
20	第2 基本理念	・2行目の「文化的所産」は分かりにくいと思います、障害者基本法や障害者権利条約で、手話は言語であるとされていますので、それを強調する文がいいのではないかと？ 「手話は、独自の言語体系を有し、手の動きや身体的な動きで視覚的に表現する視覚言語であって」としてほしい。	・手話を持つ特徴については、前文に規定します。
21	第2 基本理念	・4行目「又は他人との意思疎通を図る手段」とあるが、「ろう者が他人と意思疎通を図る手段」と、一方的に受け止められやすい表記にならないか心配である。ろう者のみではなく、ろう者と意思疎通を図りたい健聴者にとっても手段となるはずである。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
22	第2 基本理念	・ろう者からの一方的な意思疎通方法ではなく、双方向での意思疎通としての表記としてほしい。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。ここでは、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
23	第3 県の責務	・県が条例を制定し、推進していくにあたり、県の責務は重いものであると考える。しかし、①項③項の表記では、責務における県の意思が弱く感じられる。県の責務、そして条例を推進していく決意を明確にするために、①項③項の文末を下記に変えてほしい。 ①項の文末「…必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。」 ③項の文末「…観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めなければならない。」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
24	第3 県の責務	・県の責務を明確に表記していただいておりますが、文末の表記をもっと踏み込んだ表記としていただきたい。 例として、「～ものとする」⇒「～なければならない」の表記としていただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
25	第3 県の責務	・県の責務というのは県の責任と義務、果たさなければならない務めなので、言い方を変えてはどうか。 ①③「…ものとする」「…努めるものとする」 「…行われなければならない」「…努めなければならない」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
26	第3 県の責務	・障害者差別解消法では行政は障がい者への合理的配慮は法的義務である。①の文末に「必要かつ合理的な配慮を行うものとする。」とある、これでは弱いのではないかと？ ②③も同様。 三重県の条例なのであるから、県としての責務への姿勢を明確に示してほしい。 ①の文末を「必要かつ合理的な配慮を行う。」 ②の文末を「深めなければならない」 ③の文末を「整備を行う」 としてほしい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
27	第3 県の責務 第6 事業者の役割 第12 事業者への支援	・責務についてより具体的に規定してほしい。責務とは、責任として果たさねばならない、または、義務だというイメージなので、条例分の決意が弱く感じられる。「行うものとする」を「行います」「行わなければならない」に、「努めるものとする」を「実施します」「努めなければならない」にしたら良いと思う。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定する法令用語であり、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。 ・本条例案では、一定の予算措置が必要となることを考慮しつつ、条例の規定の内容に応じ、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
28	第3 県の責務	・③の観光における手話を使用しやすい環境の整備は、三重県らしくていいと思う。 ろう者が観光地や旅行などで困るのは、電話ができないことである。例えば、事故にあった時の緊急通報や連絡、公共交通機関の窓口やホテルのルームの内線電話などである。手話電話リレーサービスや遠隔手話通訳などの導入がいくつかの企業では始まっているが、公共交通機関やホテルなどではまだまだである。 県が遠隔手話通訳や手話通訳電話リレーサービスを行う施設あるいは機能を設け、公共交通機関やホテルなどがそれを利用契約すれば、手話を使用しやすい環境の整備が進むのではないかと。 またそれが、事業者の支援の一つだと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
29	第3 県の責務	・条例が決まったら、警察署や市役所、消防署、病院などの公的なところにはぜひ手話をPRできるようにしてほしい。職員として手話を学んでほしい。緊急のときに簡単なコミュニケーションができた方が時間を短縮にできるので、職員も県議会議員も学んでほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
30	第3 県の責務	・高齢ろう者が利用できるデイサービスコミュニケーションができる老人ホームを求める。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
31	第3 県の責務	・「手話を使用しやすい環境の整備を推進し…」とあるが、具体的にはどういうことか？ 手話をコミュニケーション手段としているろう者の方が、手話通訳者がいると安心な場所として、警察署、消防署、駅、バス会社、お店(近鉄百貨店など)をあげている。特に消防に関する所(救急に関する所)については、命にかかわる大切な所である。早急に手話通訳者派遣体制を考えていただきたいと思う。	・「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などを想定しています。
32	第3 県の責務	・(以下「手話通訳者等」という。)については、手話通訳者とその他手話を使用することができる者は別の位置付けをしたほうが良い。	・本条例案における「手話通訳者」とは、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知で示されている手話通訳者(国の試験に合格し、登録を受けた「手話通訳士」と都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録された「手話通訳者」)をいいます。 ・「手話通訳者等」の「等」は、「手話奉仕員」などを想定しています。
33	第4 市町との連携及び協力	・市町のみではなく、関係機関との連携も必要と考える。 第4の条項を『第4 市町等との連携及び協力』としてほしい。また、条文の文末を「…市町その他の関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。」としてほしい。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。
34	第4 市町との連携及び協力	・「市町との連携及び協力」だけでは足りない。「関係機関」などの連携や「協働」が必要である。 条文の見出しを「第4 市町及び関係団体等の連携及び協働」としてほしい。条文も「市町及び関係団体等と連携し、及び協働に努めるものとする」としてほしい。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。 ・「連携及び協力」は、「協働」という趣旨も含めて整理しています。
35	第4 市町との連携及び協力	・市町の他に関係機関との連携も明記していただきたい。	・関係機関との連携協力も重要であることから、第4に「関係機関」を規定します。
36	第5 県民の役割	・①「県民は、基本理念を理解するよう努める」ですが、理解するだけでいいのか？ 「県民は、基本理念を理解するよう努め、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与できるよう努めるものとする」としてはどうか。	・本条例案の基本理念は、共生社会の実現について規定していることから、基本理念を理解することが聴覚障がいに対する理解の増進や共生社会の実現に寄与することにつながるものと考えています。
37	第5 県民の役割	・②の文言にある「手話の普及」ですが、大切なことは聴覚障がいについての理解である。 「基本理念や聴覚障がいに対する県民の理解の促進及び手話の普及」としてほしい。	・本条例案の基本理念は、共生社会の実現について規定していることから、基本理念を理解することが聴覚障がいに対する理解の増進や共生社会の実現に寄与することにつながるものと考えています。
38	第5 県民の役割	・1人でも多くの人に手話の面白さや、手話でコミュニケーションを行う事の楽しみを知ってもらいたい。 積極的に手話を広めることに関わっていきたい。	・貴重なご意見をありがとうございます。
39	第6 事業者の役割	・事業者に対しての表記を障害者差別解消法でかかれている表記と同様に、文末を「～ものとする」⇒「～なければならない」の表記としていただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
40	第6 事業者の役割	・障害者差別解消法においては、事業者のサービス提供における合理的配慮は「努力義務」とされているが、対象者と事業者が雇用関係にある場合の合理的配慮は、障害者雇用促進法で「義務」とされている。 しかし、この条文では合理的配慮の提供場面が「サービス提供」と「雇用関係」が一つにされており、文末の「行うよう努めるものとする」では、雇用関係における合理的配慮は障害者雇用促進法と比べて後退したイメージがある。 下記の条文にしてはどうか。 「事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するときは合理的配慮を行うように努めるものとし、又ろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めなければならない。」	・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。
41	第6 事業者の役割	・事業者は、障害者差別解消法における合理的配慮は努力義務、障害者雇用促進法における合理的配慮は義務と、それぞれ違う。三重県として、「事業者の合理的配慮の義務」を明確にしてほしい。 条文の文末を「合理的な配慮を行うよう努めなければならない」としてほしい。	・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
42	第6 事業者の役割	・事業者(企業)関係に対し、「努める」「努力する」ではなく「必要」としてほしい。	・障害者雇用促進法が雇用関係について合理的な配慮を義務付けていることを踏まえつつ、本条例案では、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としています。
43	第6 事業者の役割 第12 事業者への支援	・第6条において、「事業者の役割としてろう者に対するサービスの提供時又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的配慮を行うように努めるものとする」と謳われていることに深く賛同する。本市としても、手話の使用に関して合理的配慮を行うことの必要性を強く感じていることから、平成28年4月より窓口到手話通訳者を配置し、聴覚障がいがある方の行政手続、相談に対するコミュニケーション支援を行っている。現在は週1回の設置になっているが、広く市民への周知に努め、行政サービスの向上に努めていきたいと考えている。	・貴重なご意見をありがとうございます。市町における取組についての参考といたします。
44	第7 計画の策定	・三重県障害者施策推進協議会に手話に関する部会を設置するのは良いが、部会の委員構成が気になる。当事者団体や支援者団体から委員を入れるとともに、できる限り障がい当事者や支援者から多くの意見を拾い上げられるよう、当事者団体や支援者団体からの委員数は2～3名としてほしい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
45	第7 計画の策定	・手話に関する部会を設置するのであれば、ろう当事者や手話通訳者などの団体から、それぞれ委員は3人以上はほしい。たくさんの意見が出ることが、議論の活発化につながる。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
46	第7 計画の策定	・部会の委員構成だが、当事者団体から委員を入れると思うが、できるだけ各団体から2名出していきたい。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
47	第7 計画の策定	・施策推進委員会のメンバーはどのように選出するのか。県議員中心だけでなく、手話関係の団体にも加えてほしいと思う。手話に関する者抜きに私たちのことを決めないようお願いします。	・手話に関する部会について、当事者や当事者団体などを構成員として確保するために必要な規定を整備します。
48	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②項の「…その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることが…」の箇所について、「他人」ではなく、「他者」としてほしい。理由は、「第2 基本理念関係」に述べたとおり。	・「他人」については、障害者基本法第22条の規定に従っており、「他人」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。なお、ここでの「他人」とは、家族を含め、当事者以外の者全てを指します。
49	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・①の条文にある「手話による情報の発信等に努めるものとする」であるが、発信ではなく、条文の見出しのように、ろう者と県の双方のために「手話による情報の取得や発信などにおけるバリアフリーに努める」としてほしい。	・第8の①では、ろう者が県に対してその意思を表示することができることも含めており、「手話による情報の発信等」の「等」にはその趣旨が含まれています。
50	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②の条文の「及び他人との意思疎通を図る」の文言にも抵抗がある。「又はろう者と聞こえる人の双方が意思疎通を図る」としてほしい。	・手話通訳は、手話に通じていない者がろう者と意思疎通を図る上でも重要なものであると考えています。第8では、ろう者の情報の取得等の円滑化に焦点を当てるという観点で規定していますが、双方の意思疎通を図るという趣旨を含むと考えています。
51	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②項の「…手話通訳者等の派遣…」の箇所について、現在、三重県では手話通訳ができるものは、「手話通訳者」としている。そして、三重県の意思疎通支援事業の要綱では、手話通訳者とは、「手話通訳士」「統一試験合格者」「B級手話通訳認定試験合格者」のみとしている。しかし、この条文では派遣できるものを「手話通訳者等」としているため、解釈によっては、手話がまだまだできない、手話通訳資格を持たない者も派遣できると読めてしまうので、「手話通訳者の派遣」としてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
52	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「手話通訳者等の派遣」は、ろう者にとっては困る。資格のない者と、手話のできる者なども含めていますので通訳ができるのが心配である。資格(通訳士、統一試験合格者、B級確定合格者)のあった通訳者を望むので、「手話通訳者の派遣」にしてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
53	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・意思疎通を図るために「手話通訳者等の派遣」とあるが、この「等」は、「手話を使用することができる者」か？ 私たちろう者だけでなく、難聴者や盲ろう者も手話を使用することができますが、これらも派遣はあり得ると想定しているのかと心配である。手話通訳者のようにきちんと資格を持っている人が必要である。「手話ができる」と「手話通訳ができる」は違う。「手話通訳者の派遣」としてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。
54	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・手話通訳派遣において、派遣を担うのは手話通訳者等ではなく、手話通訳資格保有者の手話通訳者の派遣としてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところです。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
55	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・「手話通訳者等」の「等」を省いてほしい。 「手話通訳者の派遣」	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところとされています。
56	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	「手話通訳者等の派遣」→「等」で良いとは思えない。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところとされています。
57	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・手話通訳者等の派遣のことで、資格のない者と手話ができる者も含めているので、通訳ができるのがちょっと不安である。資格(通訳士、試験合格者等)通訳者を望む。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることから、「手話通訳者等」と規定したところとされています。
58	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・③は災害その他非常の事態についてであるが、大災害が起きたあとの支援や復興のときも、②の日常生活のように、手話通訳派遣や相談支援が必要である。 でも、伊勢志摩には、津市にある三重県聴覚障害者支援センターのような施設がない。南海トラフ大地震が起きたとき、伊勢志摩や県南部の聴覚障がい者はどうしたら良いのか。 ②と③の条文を合わせた条文を作り、その条文の最後に「手話通訳者の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充を行うものとする」としてほしい。	・災害時等について、必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図るため、「市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努める」としており、手話通訳者の派遣等は「必要な措置」に含まれるものと考えています。
59	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・聞こえない人の日常生活上での社会障壁を取り除く手段として、情報通信機器を用いた、手話通訳電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスがある。しかしこういったサービスが安定的に運用されるためには、サービスを担う手話通訳者の身分向上なくしては、充実したサービスは行えない。サービスをより良いものとするためにも、手話通訳者の人材育成及び、身分保障の充実が必要であり、それを求める。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
60	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②項の「…拠点の機能の確保及び拡充等を行う…」の箇所についてであるが、現在、聴覚障がい者への支援や相談、災害時への支援を行える施設は三重県聴覚障害者支援センターである。津市しか設置されていない。 県北部(いなべや伊賀、名張)や県南部(尾鷲や熊野)に在住する聴覚障害者は、なかなか津市まで来ることができず、また支援の拠点となるものがない。 条例制定を機に、今後、県北部や県南部へ、拠点の機能の確保及び拡充を進めてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
61	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・市町その地関係機との連携等な措置を講ずるよう努めることは、三重県聴覚障害者支援センターは現在三重県1か所だけなので、機能がうまくできていない。津市まで移動が大変なので、近所の南勢地区にセンターを置いてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
62	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・②「…拠点の機能の確保及び拡充等を行う…」 三重県聴覚障害者支援センターは現在津市しかない。津市から遠く離れている北部・南部に聴覚障害者が住んでいるので、是非拠点の機能の確保及び拡充を進めてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
63	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・聴覚障がいに関する施設は、三重県聴覚障害者支援センターが三重県の真ん中にある。しかし、三重県は海、山、川の幸と豊富な自然に恵まれているが、交通の便が大変なところもある。北勢、伊賀、中勢、南勢、東紀州の5地域に施設設置方針を求めたい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
64	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・災害発生後、命に係わる重大な場面や大事な交渉での手話が保障してほしいので、最寄りに施設があると少しは安心できると思う。手話で意思疎通できる環境を整備するには数か所施設を設けてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
65	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・駅や、お店などで確認したいことがあるときに、筆談だけでは難しい場面がある。このような時に遠隔手話通訳サービスなどがあればと思う。是非県内で使えるサービスとしてほしい。 災害時などにテレビ放送する際に、字幕と一緒に手話通訳も行ってほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
66	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・飲食店のお店予約や、日曜品や、雑貨等の取り寄せ、申込み、不在時に入った場合の、再配達宅配業への再配達依頼、病院の受付時間の確認など、聞こえる人にとっては当たり前に行える電話確認も、聞こえないものにとっては障壁となっている。聞こえる人と同様に、当り前の事を当り前にできるように、電話リレーサービスが利用できるようにしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
67	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・救急や、突発的に事故を起こした際に手話通訳制度が使えないと困る。手話通訳派遣制度を24時間使えるようにしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
68	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・テレビに手話通訳を多くワイプを求めます。また番組も増やしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
69	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・桑名から三重県聴覚障害者支援センターへの移動が大変なので、北勢(桑名、いなべ、四日市)にセンターを置いてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
70	第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等	・意思疎通支援に関する内容についても医療、司法、教育、選挙等内容がより専門的な分野での派遣が必要となっている。このような手話通訳を行える手話通訳者の育成を可能とするためには、通訳派遣を担っている登録通訳者の身分の向上が不可欠と考えるので、通訳報酬や移動時の補償等の見直し及び充実を図ってほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
71	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・条文の「県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め…」の「手話通訳者等」の箇所について、「手話通訳者」としてほしい。理由は、「第8 情報の取得等におけるバリアフリー化等」関係で述べたとおりである。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
72	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・人材育成に関しても手話通訳者等ではなく、手話通訳者の表記としてほしい。	・手話通訳を行う人材の育成については、幅広く人材を確保するという見地から、手話奉仕員等も含めるため、「手話通訳者等」と規定したところ です。
73	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・「手話通訳者等の派遣等」を「手話通訳者の派遣等」に変えてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
74	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・2行目の「手話通訳者等の派遣」を「手話通訳者の派遣」にしてほしい。	・障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業に関する国の通知では、原則として手話通訳者を派遣することとされていますが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、派遣することができることとされていることから、「手話通訳者等」と規定したところ です。
75	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・手話通訳者がなかなか増えないのは、まだ社会に仕事として認められず、職業として成り立たない現状があるからである。 「市町その他手話通訳事業を行うものと連携して」ではなく、「県機関への手話通訳者の雇用を促進し」とし、県が手話通訳者を仕事として職業として認める姿勢を出してほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
76	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・人材の育成について、県の施設においては正規職員の設置通訳者を雇用してほしい。現状は非正規職員が設置通訳者を担っていますが、設置通訳者の業務として、以下の5つの業務が必要と考えている。(県庁の設置通訳者に関してはこの他に、手話通訳派遣に関する業務もあります。) ①県民コミュニケーション支援、情報保障 ②聴覚障がい者の暮らしの課題の抽出 ③地域の社会資源と連携した制度運用 ④自治体職員、地域全体のコミュニケーション力を高める ⑤障がい者に関わる地域課題を施策立案、運用につなげる これらの業務を担うには非正規職員の身分では実現困難なので、設置通訳者について、正規職員化を行ってほしい。 手話による情報保障を含めた施策推進について、設置通訳者のみでは困難であるので、県職員採用の際には手話通訳資格を認証していただき、採用を行っていただきたい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
77	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・医療機関での手話通訳に関して、突然の病気などで事前に手話通訳者に依頼出来ない時に不安がある。また、医療機関で聴覚障がい者に理解がないと、受付後呼出しや、会計時にも困ることがある。是非、県立の医療機関に設置通訳者の配置をしてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
78	第9 手話通訳を行う人材の育成等	・手話通訳者の育成については、現状の手話通訳者の身分では育成を行うだけでは十分ではない。 手話通訳者が「職業」として認められる、また若い人が「通訳者」という職業を目指す意欲を持てるよう、県として手話通訳者を職業として認め、正規雇用を行う姿勢を打ち出す必要があると思う。 そのためには、県設置通訳者の正規職員化及び複数雇用、また県職員採用の際に手話通訳資格への資格加点を行う、登録通訳者の身分向上に取り組んでほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
79	第10 手話の普及等	・文章の意味がつかめない。	・第10の③の文言については、わかりやすくなるよう規定します。
80	第10 手話の普及等	・三重県で手話言語条例制定に向けて、取り組んでいただいていることを嬉しく思う。私たち手話サークルでは、「三重県手話言語条例(仮称)案」について3回にわたり内容を説明し、話し合いを進めてきた。文章が難しく、なかなか理解できないところもあった。特に、「涵養」という言葉は、サークル員全員初めて見る言葉だった。もう少しわかりやすい言葉で書いていただけると、きこえない人もサークル経験の浅い人も理解しやすかったかなと思った。	・第10の③の文言については、わかりやすくなるよう規定します。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
81	第10 手話の普及等	・①の条文の「県民が手話を学習する機会」だけでなく、事業者が職員へ手話に関する研修を行う取り組みへの支援も必要と思う。「県民等が手話を学習する機会」としてほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
82	第10 手話の普及等	・小さい時に、聞こえない人との交流を通して感じたことは、大きくなって心に残っていると思う。聞こえない人と出会った時に手話がわからなくても、筆談、身ぶりなどで伝えるなど、相手を思いやり行動できると思う。なので、すべての小学校で聞こえない人への理解、手話に関する学習を行ってほしいと思う。そのためには、聞こえない正規職員を設置し、手話通訳者とともに指導していただきたいと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
83	第10 手話の普及等	・ろう者の方は、「窓口で呼ばれても気づかず長い時間待っていた」、「駅での放送が聞こえず、電車をずっと待っていた」という経験をされた方が多いと思う。聞こえない方の周りにいた人が少しだけ心配りをすれば、ろう者の方の不安も解消すると思う。そのためには、聞こえないことへの理解を広めることが必用だと思う。地区市民センターが毎年手話講座を開く、聞こえない方への理解のことを書いた冊子を各戸配布するなど市民、県民への理解を広めてほしいと思う。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
84	第11 ろう児等の手話の学習等	・条文の「県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下「ろう児」という。)…」の箇所について、法律には「ろう児」という区分や名称、定義はないと思うが、これでは聴覚障がいのある子どもは全てろう児としてしまうことになる。 それに、「ろう児」の名称を使うと、いわゆる難聴児や中途失聴児は条例の対象外なのか、また聞こえない子どもを持つ親の方々にも混乱が生まれるのではないかと。また、「ろう児」とすると、この条文は「ろう学校」のみを対象としているのではないかと、これも混乱が生じる。 第11の条項を「第11 手話を必要とする子ども等の手話学習等」としてほしい。そして、条文の中の「ろう児」の表記は、「聞こえない子ども」としてほしい。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
85	第11 ろう児等の手話の学習等	・「ろう児」という言葉は抵抗がある。だれが、聞こえない子どもに「ろう児」と決めるのか？ 手話を使う子どもはろう児か？ でも、手話や聴力の両方を活用する聞こえない子どもがいる。「ろう児」を「聞こえない子ども」としてほしい。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
86	第11 ろう児等の手話の学習等	・ろう児はろう学校の子供だけということではなく、聞こえない子供に変えたほうが良いと思う。	・本条例案における「ろう児」は、「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」をいい、難聴や中途失聴の児童等を含んでいます。また、「ろう児」については、聾学校に在籍する者に限定されません。 ・「手話を必要とする子ども」や「聞こえない子ども」等の用語については、対象者の範囲が曖昧になる可能性があるなどの課題があるため、「ろう児」と規定することにつきご理解いただきたいと考えています。
87	第11 ろう児等の手話の学習等	・11条が目指すもの考えると、条文の見出しは合わないと思う。 見出しを「聞こえない子どもが手話を学び又手話で学ぶ環境の構築等」としてほしい。	・手話の教育を受けることができる環境の整備や手話に関する学習の機会の確保等を含め、簡潔に表現するものとして「手話の学習等」という文言を採用しています。
88	第12 事業者への支援	・事業者が手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取り組みにおける、県の支援はとても重要なものであると考える。しかし、この条文の表記では、県の意思が弱く感じられる。 県が事業者への支援を進めていく決意を明確にするために、条文の文末を下記に変えてほしい。 「…必要な支援を行うよう努めなければならない。」	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
89	第12 事業者への支援	・ここも同様に文末を「～ものとする」⇒「～なければならない」の表記としていただきたい。	・「ものとする」は、一定の義務付けを緩やかに規定するために用いており、本条例案では、そのような趣旨でこの文言を使用しています。
90	第12 事業者への支援	・社会的障壁のない社会や共生社会の実現のためには、事業者の取組はすごく大切である。条文末の「取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。」は、「取組の促進のために、必要な支援を行うものとする」としてほしい。	・本条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。本条例を運用していくに当たっては、本条例に基づく施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
91	第12 事業者への支援	・手話のできる職員を病院に設置してほしい。	・これらの要望については、議会として本条例に基づく具体的な施策を監視、評価していく上での参考といたします。
92	第13 手話に関する調査研究	・条文の「…手話の発展に資するために…」の箇所について、手話に関する調査研究の成果は、広く社会に帰さなければならないと考える。 条文の「…手話の発展に資するために…」を、「…手話の普及及び発展に資するために…」としてほしい。	・「手話の発展」には、「手話の普及」の趣旨も含むものと考えています。
93	第13 手話に関する調査研究	・「第10 手話の普及等」と同じように、「県は、ろう者及び手話通訳者等と協力して、手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及を行うものとする」としてほしい。	・手話については、ろう者及び手話通訳者等が通じていると考えられ、第一義的には、ろう者及び手話通訳者等の調査に委ねることが適切であるとの観点から、原案のように規定しています。

○関係団体意見集約表

No	該当箇所	意見	当検討会の考え方
94	第14 財政上の措置	<p>・ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することができる社会の実現を目指すためには、条例における施策を推し進めるための財政措置の確立は重要なものとなる。 条文の文末の「…措置を講ずるよう努めるものとする。」を、「…措置を講じなければならない」としてほしい。</p>	<p>・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。</p>
95	第14 財政上の措置	<p>・条例の取組を進めるためには、財政上の措置はすごく大切である。文末を「講じなければならない」としてほしい。</p>	<p>・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。</p>
96	第14 財政上の措置	<p>・施策を実現するためには財政的な保障が必要であるので、より踏み込んだ表記として、講じなければならないとの表記としていただきたい。</p>	<p>・当検討会では、財政上の措置については、義務規定とする案も議論しましたが、知事が予算提案権を持つことを考慮し、努力規定にとどめています。</p>